

B) 富山県 AALA 機関紙 2023 年 4 月号より

「さようなら原発 3.11 富山集会」で行われた講演会の紹介

樋口英明さん（元福井地裁裁判長）

「私が原発をとめた理由～本当は誰にでも分かる原発差止め訴訟」

以下、講演要旨。

原発の本質的危険

原発が過酷事故をおこせば極めて甚大な被害をもたらす。それゆえに原発には高度の安全性(事故発生確率が低いこと)が求められる。しかし地震大国日本の原発の耐震性は極めて低い。したがって原発の運転は許されない。当たり前すぎる。一度の事故で大企業の 100 年分の利益が飛んでしまう発電にコスト論は通用しない。

原発の安全 3 原則は、(核分裂反応を)「止める」、(ウラン燃料を)「冷やす」、(放射性物質を)「閉じ込める」ことであり、一つでも欠けてはならない。ウクライナのザポリージャ原発(欧州最大)がロシアに簡単に占拠されたのは攻撃すれば欧州が壊滅するからで、「自国に向けられた核兵器」といえる。福島第 1 原発事故は、奇跡が重なって 15 万余の避難にとどまったが、奇跡がなければ東日本は壊滅していた。不運が重なれば日本は終わる。

ハウスメーカーの耐震性より遥かに低い原発

地震の大きさは「マグニチュード」(M)という単位を用いる。地震の強さを示す単位としては「震度」があるが、客観的比較には「ガル」(揺れの強さを示す加速度の単位 gal)を用いる。

東日本大地震は M9 で 2933 ガル、熊本地震は M7.3 で 1740 ガル、2008 年の岩手宮城内陸地震は M7.2 で 4022 ガル、新潟中越地震は M6.8 で 2515 ガルだった。ハウスメーカー(家屋建設業)の三井ホームは 5115 ガル、住友林業は 3406 ガルの耐震性を宣伝している。

これに対し、大飯原発は建設時 405 ガル、3・11 時 700 ガルに耐震設計基準(基準地震動)を設定、福島第 1・第 2、東海第 2、玄海、川内原発は建設時 270 ガルの基準にとどまっている。普通の地震でも近くで起きれば危ない。ハウスメーカーの耐震性より遥かに低い原発はパーフェクトの危険がある。原発容認派は、原発は岩盤の上に建っており地表の揺れより小さいというが、岩盤の上に建っている原発は約半数、地表と岩盤の揺れに大きな差異はない。

専門技術論争から真の科学論争へ

強振動予測を含む地震学は、(地下深くで)観察できない、(大規模すぎて)実験できない、(2000年以降しか)資料がない、という三重苦の中にあり、科学の基礎が欠落している。

将来予測はまだ研究段階で、一番困難であるにもかかわらず、電力会社は「これ以上の強い地震は来ない」と強弁している。日本は四つのプレートの境目に存在する世界唯一の国であり、地震の空白地帯はないのに、原発の耐震性は極めて低水準である。

これまでの裁判のように、高度な専門技術の問題とする極端な権威主義、頑迷な先例主義、科学者盲信主義に陥らず、だれでも理解できる「厳然たる事実に基づく最新の科学的知見」に拠るリアリティのある裁判とするべきだ。

司法の責任と法の支配

福島原発に係る国家賠償を求める訴訟の最高裁判決(2022年6月17日)は国家賠償を否定したが、反対する少数意見(三浦裁判官)もあり、東電の旧経営陣に対する13兆円余の賠償責任を認めた東京地裁判決(2022年7月13日。朝倉裁判長)もあった。「生存を基礎とする人格権は憲法が保障する最も重要な価値」として国民の側に軸足を置いた、まさに「法の支配」を示したものだ。3.11を経験し、使用済み核燃料の処理ができないこと、原発事故は停電しても断水しても起きるし、起きた場合の被害は広範囲に及ぶこと、原発は見当はずれの低い耐震性で造られていたこと、という事実を知ってしまった我々の責任は重い。公然と、平然と、継続的に大量に流されるウソに対抗し、毅然と、断固として、真実を伝え続けることが求められる。

「善人の沈黙」(キング牧師)と言われないように。